
株式会社セキュアヴェイル 定款

令和8年6月25日 改訂

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社セキュアヴェイルと称し、英文では、S e c u A v a i l
I n c. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータセキュリティの設計・構築
2. コンピュータセキュリティ製品の販売・貸与
3. コンピュータセキュリティの運用及び運用支援サービス
4. コンピュータセキュリティの保守サービス
5. コンピュータセキュリティの解析サービス
6. コンピュータセキュリティに関する教育
7. コンピュータセキュリティに関するシステムの設計・開発及び販売
8. コンピュータ及びネットワークシステムに関するコンサルティング
9. コンピュータ及びネットワークシステム製品の販売・構築
10. 電気通信事業
11. 書籍・雑誌の企画、出版及び販売
12. 労働者派遣事業
13. 有料職業紹介事業
14. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、15,600,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する手続き及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序によって、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役除く。）は、10名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最後の事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序によって、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役の決議は、議決に加わることができる取締役会の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任

を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
- ③ 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第29条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第30条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第31条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第32条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号の定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社は、期末配当の基準日は毎年3月31日を基準日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前2項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第15回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

- 第2条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
 - ③ 附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

令和8年6月25日

株式会社セキュアヴェイル

代表取締役社長 米今 政臣